

八千代市地域防災計画（素案）【大規模事故編】新旧対照表										
頁	新	旧								
	第 1 章 総 則	第 1 章 総 則								
1-1	第 1 節 計画の策定方針 第 2 災害の範囲 本計画は、「八千代市地域防災計画」のうちの大規模事故対策編であり、災害の範囲は、大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道災害、航空機災害、道路災害、放射性物質事故とする。 <総則編へ移行>	第 1 節 計画の策定方針 第 2 災害の範囲 本計画は、「八千代市地域防災計画」のうちの大規模事故対策編であり、災害の範囲は、大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道災害、航空機災害、道路災害、放射性物質事故とする。 八千代市地域防災計画 震 災 編 地震災害、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画 風 水 害 編 水害、土砂災害、風害等 大 規 模 事 故 編 大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道災害、航空機災害、道路災害、放射性物質事故 資 料 編 資料、様式、条例等								
	<総則編へ移行>	第 4 他の計画との関係 <略> 第 5 計画の修正 <略>								
	第 2 章 大規模事故対策計画	第 2 章 大規模事故対策計画								
2-2	第 1 節 大規模火災対策計画 4 防火対策の推進 【消防本部】 (5)文化財の防火対策 ア 消防設備の設置・整備 文化財の所有者及び管理者は、法令に基づき、消火設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。 <u>防火施設の整備にあたっては、重要文化財（建造物）については、「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（令和 3 年 12 月 6 日文化庁文化資源活用課長裁定）に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても、本指針を勘案して行う。</u> <略>	第 1 節 大規模火災対策計画 4 防火対策の推進 【消防本部】 (5)文化財の防火対策 ア 消防設備の設置・整備 文化財の所有者及び管理者は、法令に基づき、消火設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。 <略>								
2-11	第 3 節 危険物等災害対策計画 第 2 災害応急対策計画 1 事業所等における応急対策 【本部事務局 消防部】 (1)危険物取扱事業所 危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。 <table><tr><td>通報体制</td><td>責任者は、災害が発生した場合、<u>消防本部</u>に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。また被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。</td></tr><tr><td><略></td><td><略></td></tr></table>	通報体制	責任者は、災害が発生した場合、 <u>消防本部</u> に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。また被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。	<略>	<略>	第 3 節 危険物等災害対策計画 第 2 災害応急対策計画 1 事業所等における応急対策 【本部事務局 消防部】 (1)危険物取扱事業所 危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。 <table><tr><td>通報体制</td><td>責任者は、災害が発生した場合、<u>直ちに 119 番でちば北西部消防指令センター</u>に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。また被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。</td></tr><tr><td><略></td><td><略></td></tr></table>	通報体制	責任者は、災害が発生した場合、 <u>直ちに 119 番でちば北西部消防指令センター</u> に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。また被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。	<略>	<略>
通報体制	責任者は、災害が発生した場合、 <u>消防本部</u> に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。また被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。									
<略>	<略>									
通報体制	責任者は、災害が発生した場合、 <u>直ちに 119 番でちば北西部消防指令センター</u> に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。また被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。									
<略>	<略>									

八千代市地域防災計画（素案）【大規模事故編】新旧対照表

頁	新	旧																																				
2-15	第4節 鉄道災害対策計画 第2 災害応急対策計画 2 情報収集・伝達体制【本部事務局 消防部 各部】 ＜略＞ 関係機関連絡先 <table><tr><td>機関名</td><td>担当課</td><td>防災無線電話</td><td>防災無線FAX</td><td>NTT電話</td><td>NTTFAX</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>東葉高速鉄道(株)</td><td>安全防災課 運輸施設部電気区</td><td>500-9751</td><td>500-9752</td><td>047-458-0039 047-458-0127</td><td>047-458-0137</td></tr></table>	機関名	担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	東葉高速鉄道(株)	安全防災課 運輸施設部電気区	500-9751	500-9752	047-458-0039 047-458-0127	047-458-0137	第4節 鉄道災害対策計画 第2 災害応急対策計画 2 情報収集・伝達体制【本部事務局 消防部 各部】 ＜略＞ 関係機関連絡先 <table><tr><td>機関名</td><td>担当課</td><td>防災無線電話</td><td>防災無線FAX</td><td>NTT電話</td><td>NTTFAX</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>東葉高速鉄道(株)</td><td>安全防災課</td><td>—</td><td>—</td><td>047-458-0039</td><td>047-458-0044</td></tr></table>	機関名	担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	東葉高速鉄道(株)	安全防災課	—	—	047-458-0039	047-458-0044	
	機関名	担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX																																
	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞																																	
	東葉高速鉄道(株)	安全防災課 運輸施設部電気区	500-9751	500-9752	047-458-0039 047-458-0127	047-458-0137																																
機関名	担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX																																	
＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞																																	
東葉高速鉄道(株)	安全防災課	—	—	047-458-0039	047-458-0044																																	
2-18	第5節 航空機災害対策計画 ＜略＞ 別表1 防災関係機関 <table><tr><td>機関名等</td></tr><tr><td>＜略＞</td></tr><tr><td>東京電力パワーグリッド(株)京葉支社</td></tr><tr><td>ソフトバンク(株)</td></tr><tr><td>楽天モバイル(株)</td></tr></table>	機関名等	＜略＞	東京電力パワーグリッド(株)京葉支社	ソフトバンク(株)	楽天モバイル(株)	第5節 航空機災害対策計画 ＜略＞ 別表1 防災関係機関 <table><tr><td>機関名等</td></tr><tr><td>＜略＞</td></tr><tr><td>東京電力パワーグリッド(株)京葉支社</td></tr><tr><td>ソフトバンク(株)</td></tr></table>	機関名等	＜略＞	東京電力パワーグリッド(株)京葉支社	ソフトバンク(株)																											
	機関名等																																					
	＜略＞																																					
	東京電力パワーグリッド(株)京葉支社																																					
ソフトバンク(株)																																						
楽天モバイル(株)																																						
機関名等																																						
＜略＞																																						
東京電力パワーグリッド(株)京葉支社																																						
ソフトバンク(株)																																						
2-23	第6節 道路災害対策計画 第1 災害予防計画 1 道路構造物の被災の予防 【都市整備部】 (1)危険箇所の把握・改修 ＜略＞ <table><tr><td>実施項目</td><td>実施者</td><td>実施内容</td></tr><tr><td rowspan="3">危険箇所の改修</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>県</td><td>ア 市道の計画，建設及び改良に<u>当</u>たり，道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 イ 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため，主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table> 2 危険物等を積載する車両事故等の予防 【消防本部】 ＜略＞ <table><tr><td>種類</td><td>法令</td></tr><tr><td>毒物，劇物</td><td>毒物及び劇物取締法</td></tr><tr><td>高压ガス</td><td>高压ガス保安法</td></tr><tr><td>火薬類</td><td>火薬類取締法</td></tr></table>	実施項目	実施者	実施内容	危険箇所の改修	＜略＞	＜略＞	県	ア 市道の計画，建設及び改良に <u>当</u> たり，道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 イ 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため，主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。	＜略＞	＜略＞	種類	法令	毒物，劇物	毒物及び劇物取締法	高压ガス	高压ガス保安法	火薬類	火薬類取締法	第6節 道路災害対策計画 第1 災害予防計画 1 道路構造物の被災の予防 【都市整備部】 (1)危険箇所の把握・改修 ＜略＞ <table><tr><td>実施項目</td><td>実施者</td><td>実施内容</td></tr><tr><td rowspan="3">危険箇所の改修</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>県</td><td>ア 市道の計画，建設及び改良に<u>あ</u>たり，道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 イ 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため，主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table> 2 危険物等を積載する車両事故等の予防 【消防本部】 ＜略＞ <table><tr><td>種類</td><td>法令</td></tr><tr><td>毒物，劇物，<u>特定劇物</u></td><td>毒物及び劇物取締法</td></tr><tr><td>高压ガス</td><td>高压ガス保安法</td></tr><tr><td>火薬類</td><td>火薬類取締法</td></tr></table>	実施項目	実施者	実施内容	危険箇所の改修	＜略＞	＜略＞	県	ア 市道の計画，建設及び改良に <u>あ</u> たり，道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 イ 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため，主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。	＜略＞	＜略＞	種類	法令	毒物，劇物， <u>特定劇物</u>	毒物及び劇物取締法	高压ガス	高压ガス保安法	火薬類	火薬類取締法
	実施項目	実施者	実施内容																																			
	危険箇所の改修	＜略＞	＜略＞																																			
		県	ア 市道の計画，建設及び改良に <u>当</u> たり，道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 イ 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため，主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。																																			
＜略＞		＜略＞																																				
種類	法令																																					
毒物，劇物	毒物及び劇物取締法																																					
高压ガス	高压ガス保安法																																					
火薬類	火薬類取締法																																					
実施項目	実施者	実施内容																																				
危険箇所の改修	＜略＞	＜略＞																																				
	県	ア 市道の計画，建設及び改良に <u>あ</u> たり，道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 イ 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため，主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。																																				
	＜略＞	＜略＞																																				
種類	法令																																					
毒物，劇物， <u>特定劇物</u>	毒物及び劇物取締法																																					
高压ガス	高压ガス保安法																																					
火薬類	火薬類取締法																																					
2-27	第7節 放射性物質事故対策計画 第1 基本方針 ＜略＞ ※1 原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所 ※2 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の<u>規制</u>に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所，同法第第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。 ＜略＞	第7節 放射性物質事故対策計画 第1 基本方針 ＜略＞ ※1 原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所 ※2 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の<u>防止</u>に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所，同法第第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。 ＜略＞																																				

八千代市地域防災計画（素案）【大規模事故編】新旧対照表																											
頁	新		旧																								
	※ 7 放射性同位元素：放射性同位元素等の <u>規制</u> に関する法律（昭和32年法律第167号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素をいう。 ※ 8 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ，放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。		※ 7 放射性同位元素：放射性同位元素等による <u>放射線障害の防止</u> に関する法律（昭和32年法律第167号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素をいう。 ※ 8 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ，放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。																								
2-29	第 3 災害予防計画 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当 部</th><th>関 係 機 関</th></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>4 通信手段の確保</td><td>消防本部，総務部</td><td>県，八千代警察署，東日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)，楽天モバイル(株)</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table>		項 目	担 当 部	関 係 機 関	＜略＞	＜略＞	＜略＞	4 通信手段の確保	消防本部，総務部	県，八千代警察署，東日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)，楽天モバイル(株)	＜略＞	＜略＞	＜略＞	第 3 災害予防計画 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当 部</th><th>関 係 機 関</th></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>4 通信手段の確保</td><td>消防本部，総務部</td><td>県，八千代警察署，東日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table>	項 目	担 当 部	関 係 機 関	＜略＞	＜略＞	＜略＞	4 通信手段の確保	消防本部，総務部	県，八千代警察署，東日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)	＜略＞	＜略＞	＜略＞
項 目	担 当 部	関 係 機 関																									
＜略＞	＜略＞	＜略＞																									
4 通信手段の確保	消防本部，総務部	県，八千代警察署，東日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)，楽天モバイル(株)																									
＜略＞	＜略＞	＜略＞																									
項 目	担 当 部	関 係 機 関																									
＜略＞	＜略＞	＜略＞																									
4 通信手段の確保	消防本部，総務部	県，八千代警察署，東日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)																									
＜略＞	＜略＞	＜略＞																									
2-30	6 環境放射線モニタリング体制整備への協力 【経済環境部】 (2)放射線測定器等の整備 市は，県に準じて，平常時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え，放射線測定器等の整備に努めるものとする。		6 環境放射線モニタリング体制整備への協力 【経済環境部】 (2)放射線測定器等の整備 市は，県に準じて，平常時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え，放射線測定器及び検出器等を整備することを検討する。																								
2-33	第 4 災害応急対策計画 3 緊急時における環境放射線モニタリング等の協力 【経済環境部 各部】 ＜略＞ (1) 大気汚染調査（環境生活部） (2) 水質調査（総務企画部，健康福祉部，環境生活部，<u>企業局</u>） (3) 土壌調査（環境生活部，農林水産部） (4) 農林水産物への影響調査（農林水産部） (5) 食物の流通状況調査（健康福祉部，農林水産部） (6) 市場流通食品等検査（健康福祉部） (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部） (8) 廃棄物調査（総務企画部，環境生活部，県土整備部，<u>企業局</u>） ※この他，施設等の管理者は，必要に応じて，大気汚染調査，水質調査及び土壌調査を実施するものとする。		第 4 災害応急対策計画 3 緊急時における環境放射線モニタリング等の協力 【経済環境部 各部】 ＜略＞ (1) 大気汚染調査（環境生活部） (2) 水質調査（総務企画部，健康福祉部，環境生活部，<u>水道局</u>） (3) 土壌調査（環境生活部，農林水産部） (4) 農林水産物への影響調査（農林水産部） (5) 食物の流通状況調査（健康福祉部，農林水産部） (6) 市場流通食品等検査（健康福祉部） (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部） (8) 廃棄物調査（総務企画部，環境生活部，県土整備部，<u>水道局</u>） ※この他，施設等の管理者は，必要に応じて，大気汚染調査，水質調査及び土壌調査を実施するものとする。																								